https://rodosoken.com/



## 国鉄闘争をめぐる国際連帯

- 民営化反対は世界の労働組合の重要課題-----

国鉄の分割・民営化によってJRを不採用に なった国鉄労働者が,清算事業団での3年間を 経て,1990年3月末には,そのうちの 1,047人が解雇された。それから1年を迎え ようとしている。

国鉄の分割・民営化とこれにつづく国家的不 当労働行為とも言うべき国鉄労働者の大量解雇, そしてこれに反対するたたかいは世界各国の労 働組合にとっても重大な関心事であった。なぜ なら,各国の労働組合が自国で直面している大 きな問題の一つが日本の国鉄問題と同じ性質の ものであったからである。それは民営化,規制 緩和であり,これにともなう企業間競争の激化 と労働条件の悪化,労働者と労働組合の権利の 侵害であった。

資本主義諸国の労働組合では,民営化政策と のたたかいなしには労働組合の存立自体が危う くなるほどに,この政策による労働者・労働組 合の権利侵害が顕著なものになっている。発展 途上国では,民営化・規制緩和がIMF(国際 通貨基金)やWB(世界銀行)による融資条件 として押しつけられる例は枚挙にいとまがない。 さらに,似たような事態は一昨年秋以降,歴史 的な大変化をとげた東ヨーロッパの旧社会主義 諸国でも起きていることを見過ごすわけにはい かない。 加藤益雄

#### 臨時大会に向け国際的アピール

全労連は結成からわずか5カ月後の4月25 日,国鉄労働者の解雇撤回闘争を支援し,全労 働者・労働組合のたたかいによって国鉄闘争を 勝利にみちびくために第2回臨時大会を開催し た。臨時大会は国鉄闘争を「労働組合の存在理 由が問われる問題であり,たたかう労働組合の 責務である」「すべての労働者にかけられた攻 撃であり,人権と民主主義を守るたたかい」 「労働組合運動再生の環であり,この闘争の勝 利が他の争議の勝利にとっても重要」との位置 づけを明らかにするとともに,中労委救済命令 を求める個人署名,毎月「1の日」宣伝行動, カンパ活動などのとりくみを決めた。

全労連はこの臨時大会を前に,世界各国の労 働組合と国際労働組合組織にたいして手紙を送 り,1.047人の国鉄労働者の解雇にいたる経 過とその撤回闘争について知らせるとともに, 国鉄闘争への支援と連帯を訴え,大会へのメッ セージを要請した。

フランス労働総同盟(CGT)からは「解雇 された国鉄労働者の闘争を支援する全労連臨時 大会への深い連帯を表明する」メッセージとと もに、これらすべての労働者の再雇用と働く権 利、労働組合基本権の尊重を要求する電報を日 本の海部首相宛に送った。ベトナム労働総同盟

(TOCODO)は「国鉄労働者の解雇反対闘 争への強い連帯と支持を再確認する」とともに 全労連の闘争の全面的な成功への期待を表明す る電報をよせた。

フィリピンの5月1日運動(KMU)は海部 首相にたいして「国鉄労働者の大量解雇はかれ らの働く権利を奪い,労働組合権を侵害するも のであり,強く抗議する」とともに,「明らか に反労働者的な民営化政策をやめるよう主張」 した。この他に,その後もアフリカ,ラテンア メリカのいくつかの途上国からメッセージが届 いている。

#### 民営化問題とアジア・太平洋労組

全労連の臨時大会に先立って,3月中旬,マ レーシアのクアラルンプールで第3回アジア・ 太平洋労働組合会議がひらかれ,これに全労連 から福永副議長,加藤国際局員,国公労連の金 子全国税委員長,通信労組の栃尾書記次長,労 働総研の永山常任理事が参加した。会議は最終 日,全労連の提案によって「日本の国鉄労働者 の闘争への連帯メッセージ」を採択している。

第3回アジア・太平洋労組会議では,これに 合わせて,4つのテーマによるセミナーがひら かれた。「民営化と労働者・国民への影響」と 題する第1テーマについては,マレーシア国際 戦略研究所のラウフ・サリム氏が討論のための 導入報告をおこない,「民営化がより効率的で あるという保障はない。民営化によって社会が 受ける利益は平等ではない。民営化される部門 の労働者のおかれる地位と状況は労働組合にと っての関心事である」と述べ,マレーシアの経 験を土台に発言をおこなった。

また、マレーシアの国鉄民営化法案が90年 6月には同国国会に提案されるという状況のな かで、官公部門労組のナショナルセンターであ る公共公務労組会議(CUEPACS)が「民 営化は基本的な公共サービスにたいする重大な 脅威であり弊害をもたらす。公共・民間の単純 な効率性の比較によってはかるべきではない」 との意見を述べた。

討論では, 議長を務めたオーストラリア建築 産業労組全国書記のA・ボーツウェイン氏(世 界労連副議長)がオーストラリアの労働組合は 民営化を受け入れていないと述べ, インド, フ ィリビン, バングラデシュの代表も同様の意見を 示した。日本からは通信労組の栃尾書記次長が 電電公社のNTTへの民営化とそれが労働者・ 国民にもたらした犠牲について発言した。

このテーマに関する討議全体のコンセンサス は,民営化が労働者と消費者,あるいは公共サ ービスの受益者にとってマイナスであり,それ は少数者への富の集中と腐敗の可能性を招き, 効率性を引き上げる現実的保障はない,という ものであった。

アジア・太平洋労組会議の主催者であり,同 セミナーの共催団体の一つであるアジア・太平 洋労働組合調整委員会(APTUCC)はこれ に先立つ1988年10月, ニューデリーで世 界労連第41回総評議会がひらかれた機会にも 民営化問題に集中したAPTUCCセミナーを おこなっている。このときは、日本から当時の 日本医労連の松本委員長,国公労連の川島副委 員長,統一労組懇・国際委員会の加藤事務局員 が参加したほか,国労の松田中執が出席して. 国鉄分割・民営化の本質と反対闘争, 歴史的な 国労修善寺大会,社会党の妥協的態度,清算事 業団でのたたかいなどについて発言し, 各国か らの参加者に大きな感銘をあたえた。(これら 2つのセミナーの記録・資料は現在,全労連国 際局に保管。関心ある方はお問い合わせを)

-54 -

#### オーストラリア労組と交流

さて,昨年4月の国鉄闘争支援を中心議題と した全労連臨時大会には,先に述べた国々のほ か,公営企業の民営化に反対して長期の困難な 闘争をたたかっているオーストラリアの労働組 合から熱烈なあいさつが寄せられた。

西オーストラリア労働組合評議会のクライブ • ブラウン書記は「私的経営者が公的財産を手 に入れ,これを公共サービスの観点よりも利潤 の追求を主目的として経営するときどのような ことが起きるかを, 我々はイギリスやアメリカ の実例で目撃している。利潤動機を至上のもの とするにしたがい,国民へのサービス水準が著 しく低下することはこれら両国の経験がはっき りと示している」と述べ、「政府が公営から私 的部門へ資産を移転する決定を行なう場合であ っても,政府企業の従業員にはいかなる場合に も新しい企業体での職を与えるか、さもなくば 他の政府機関に吸収することを保障するのが政 府の義務である。民営化の結果として,政府が 雇用する労働者を解雇することは受け入れるこ とはできない」とし、「外国向けになされてい る日本の労使関係についての説明からは、JR の行動は理解しがたいと言わざるを得ない」と 述べて、全労連代表団をオーストラリアへ招待 したいとの希望を伝えてきた。

これを受けて,全労連は福永副議長,加藤国 際局員,全動労の福岡中執,国労近畿地本の大 矢特別中執の4人の代表団を派遣した。代表団 は西オーストラリアの労働組合との交流を通じ て,日本の国鉄分割・民営化が日本の独占大企 業に膨大な国民の資産を売り渡し,かれらにい っそうの利潤を保障すること,また,労働者と 労働組合の権利を侵害するとともに日本のたた かう労働組合の破壊をねらって強行されたもの であることを明らかにした。また,民営化がロ ーカル線の廃止やその後の多発する鉄道事故に よる安全性の問題など,労働者・国民に大きな 犠牲を強いるものであることを明らかにした。 そして全労連が,「一人も路頭に迷わせない」 「組合所属による差別はしない」という政府の 国会での言明を守らせ,1,047人を再雇用さ せるために政府,JR,中労委にたいして一日 も早く解決するよう迫っていること,また,民 営化されたJRを国民のための安全な公共輸送 機関として確立させるために全力をあげて多様 なとりくみをおこなっていることを紹介し,オ ーストラリアの労働者への支援を訴えてきた。

#### 先進国では考えられぬ政府・JR の対応

オーストラリア側は,ボブ・ホーク首相(元 オーストラリア労評議長)ひきいる労働党政権 下ですすめられている航空,通信など国営企業 の民営化や規制緩和の状況とこれにたいする労 働組合の粘り強いたたかいについて説明すると ともに,日本の国鉄闘争への支援・連帯の具体 的な行動として,30をこえる労働組合が日本 政府,JR,中労委にたいするそれぞれ独自の 抗議・要請書を用意し,全労連代表団に託した。

これらの要請書の基本的な特徴は,西オース トラリア労評からのメッセージと同様,民営化 にあたっての雇用確保の第一義的な重要性を強 調すると同時に,日本政府とJRの対応が,先 進国日本の国際的にもよく知られた「良好な労 使関係」からは考えられない驚きであり,恥ず べきことであるとして,最近の日豪経済関係や 国民感情をふくめた両国の関係にも影響しかね ないものとしている点であった。

このことは,一方では,日本の労使関係の実 態や労働者のおかれた状態,日本の労働組合の

闘争についてのたたかう労働組合運動の側からの主張が国際的にはまだまだ不十分にしか伝えられていないこと、また、経営者や「連合」サイドからの情報が従来から支配的であったことを示すものとしてとくに注意をはらうべき点である。

#### 国鉄労働者のたたかいと世界労組 大会

昨年11月13~20日,モスクワで第12 回世界労働組合大会が開催され,全労連から熊 谷事務局長,福永副議長,加藤国際局員が参加 した。大会はソ連,東欧における官僚主義的社 会主義の危機と「市場経済」への移行,ソ連・ ポーランドを除くこれら諸国労組の世界労連か らの脱退という状況のもとでひらかれたもので あった。大会基本文書「90年代の労働組合戦 略」は民営化政策にたいする労働組合のとりく みの重要性については述べながらも,明確な立 場を示してはいない。(第12回大会の詳細につ いては『労働総研ニュース』91年2月1日発 行の第11号を参照)

1986年9月,東ドイツの首都ベルリンで ひらかれた第11回世界労組大会では,自民党 中曽根内閣による国鉄分割・民営化法案の国会 提出を目前にして,国労の嶋田中執(当時)が 分割・民営化のねらいと本質を明らかにし,国 鉄労働者の雇用を守り,たたかう国労を守って 粘り強くたたかう決意を全世界の労働組合の代 表のまえで表明した。4年後,モスクワでの第 12回大会は最終日,日本の世界労連加盟組合 と全労連が提案した「日本の鉄道労働者の闘争 に連帯するメッセージ」を満場一致で採択した。

日本の労働組合は,全労連が結成される前の 1987年10月,東京で,統一労組懇,世界 労連加盟組合,国労の三者が共同して「民営化, 規制緩和など独占資本の新たな攻撃手法」をテ ーマとする国際労働組合シンポジウムを開催し, アメリカ,フランス,オーストラリア,インド, 世界労連の各代表の参加を得て,熱心な国際的 意見交換をおこなった経験をもっている。日本 のたたかう労働組合の経験と意見を広く海外に 知らせ,かつ,諸外国の闘争の経験から学ぶと ともに,共通する課題にもとづく労働組合の共 同行動,連帯と協力を強化し,国際独占にたい する共同の90年代労働組合戦略の構築に向け て,全労連がいっそう積極的なイニシアチブを 発揮することが求められている。

(全労連・国際局)



### 海外の保育事情

#### 中田照子

報の伝達・処理を中心とする人間の身体的動作 や頭脳機能をコンピューターとして組み込むこ とによって、生産や事務処理・財の管理に大き な影響を与えつつあるものである。こうしたN C工作機械、ロボット、OA機器などの導入に よるME技術革新は、直接生産に携わる労働者 を減少させるが、サービス経済化の比重は高ま り、技術者・プログラマー・商品のデザイン・ 広告・マーケティングなどの職業分野を拡大す る。従って、そこでは、労働における男女の区 別を縮小あるいは無用化する方向が拡大し、職 業分野への女性の進出を促進している。

他方,生活面においては,物質的生産の拡大に よって,生活の多様化が進み。家事の社会化を 進展させる要因となっている。こうした家事の 社会化は,具体的には既製服や家庭電化製品の ような耐久消費財など商品におきかえられるこ とによって促進されてきたものと,保育所や老 人介護など社会的サービスとして実現されてき たものとがある。つまり、生活の社会化は、商 品や個別に購入できるサービスの拡大によって. 実際の生活が個人単位で外部に依存する状況が ひろがり,家族を個々人の単位に分解するテコ となっている。しかし、それは、従来、家族共 同体のなかに包摂されてきた妻や子どもの夫や 父親への従属を断ち切り,個の自立を確立する 条件であった。それはまた,女性の社会的労働 への参加条件の拡大による女性の経済的自立の 促進によって,女性の個の自立の内実は一層確 かなものとなってきている。

#### はじめに

1980年のベビーホテル問題は、日本にお けるその後の保育問題の象徴であった。つまり. 女子労働の増加と労働時間の多様化という産業 構造の転換点に立って,保育施設における保育 時間の多様化・日祝日保育の必要性の暗示であ った。しかし、それが、保育制度の変化に具体 的に結びつくまでに約10年の歳月を要し、ベ ビーホテルの利用者は一層拡大するとともに. ベビーシッターなどによる二重保育の利用が一 般化しはじめた今日になってようやく夜間10 時までの時間延長の保育予算が実現した。しか し, そこにおける国の予算の内容は, 保育時間 に見合った保育者の配置や保育施設・設備を整 えるにはほど遠いものである。以下で、第2の 産業革命といわれるME (マイクロ・エレクト ロニクス)技術革新の下における経済のサービ ス化や情報化社会のなかでの保育問題を概観し たい。

#### 1. 経済のサービス化と保育の問題 をみる視点

重厚長大といわれた大量生産を基にした製造 業型のいわゆる1960年代の高度成長にたい して,ME技術革新の下における生産は多品種 少量生産を可能にした。それは,産業革命が石 炭・石油・電気・原子力エネルギーなどのエネ ルギー革命を基盤として飛躍的な生産の拡大を 計ってきたのにたいして,ME技術革新は,情

しかし,家事の社会化はそうした個人別化を 進めるだけではない。家事が社会化することに よって,保育所や老人施設などの社会的共同利 用施設における共同利用は,家事の外部化であ ると同時に生活の一部を共同化することでもあ る。これは,個の自立を基盤とする近代社会の 基盤の上に築かれた協同化である。つまり,そ れは,生活分野の分業化であり,職業の専門職 化である。従って,こうした家事の社会化の進 展は,個々の家庭の生活が,その私的性格から 社会的性格の色合いの濃いものとの共存を意味 しており,それによって,社会的施策の重要性 が増大されてくるのである。

以上のような状況は、日本においては、60 年代の高度成長を土台とした「保育所づくり運 動」によってつくりあげてきた「乳児・長時間保育」 は、「午前9時から午後5時まで」の製造業型 労働時間に適合したものであった。しかし、今 日のような第2の産業革命の下では、就業形態 の多様化にとどまらず、就業時間の多様化によ る多様な保育形態の必要性を生みだしている。

#### 2. アメリカの保育の現状から学 ぶもの

今日のアメリカにおける特徴のひとつは、女 性の社会的労働への大量参加である。なかでも、 表1にみられるように、子ども持つ母親とりわ け6歳未満の子どもを持った母親の職場進出の 増大はめざましいものがあり、「現在アメリカ では、6歳以下の子どもをもつ母親の56.7% が(1977年40.9%),1歳未満の子ども を持つ母親の52%がはたらいている(1977 年32%)」(注1)このことは、連邦政府の 保育制度をもたないアメリカ社会に大きな波紋 をなげかけている。表2にみられるように、年 間とおしてフルタイムで働いたと考えられる 50~52週就労者をみると,3歳以上の子ど もをもった母親に比べて,3歳未満の子どもの いる母親の就労比率が低いことからも,今日のア メリカ社会における保育問題の重要性をうかが い知ることができる。

そこで,アメリカにおける保育制度は,「保 育に関するいたって部分的なプログラムが、保 育の目的別に散在するパッチワークのような制 度である。保育は家庭で母親によって行なわれ るべきであるという『伝統的保育観』にもとづ いて,アメリカの保育政策は低所得家庭の子ど ものみを対象に発達した……そして一方に、こ れは1954年にスタートした比較的新しい制 度だが、中流以上の所得のある家庭に有効であ るところの,保育費用の税控除制度がある」(注 2)が、アメリカにおいて働く母親が選択できる 保育施設としては,(A)「デーケアー・センター」 いわゆる『保育所』(集団保育), (B)「ファミリ -・デイケアホーム」(個人の家庭に数人の子 どもを預かる保育), (C) ベビー・シッター に分けられる。

「(A)のデーケアー・センターには,公費 の補助を受けている低所得家庭対象としてのも の,私立だが地域や宗教団体によって運営され ている非営利のもの,営利を目的とする私立の ものがある。……とくに利潤目的の私的な施 設としてのそれは,就学前の子どもを持つ中産 階級の家族の要求に応えて,過去10年あまり に急増した。1976年には18,307ヵ所, 101万の定員であったが,1986年には, 62,989ヵ所,最大定員210万人と,過去 10年の間に定員が2倍」(注3)になってい るが,デーケアー・センターより利用料の安い ファミリー・デイケアーも更に急増しており, ライセンスのあるファミリー・デイケアーで保 育されているものだけで,434,603人にの

ぼっている。しかし、「ファミリー・デイケア ーの94%はライセンスを持たないといわれて おり、ファミリー・デイケアーの総計は、1986 年で175万カ所と推計」(注4)されている。 従って、保育政策なきアメリカ社会において、 母親たちが働けるのは、低料金の無認可の「フ ァミリー・デイケアー」の存在によるのである。

このようにアメリカ社会も,これまで家庭で 担ってきた育児が,経済のサービス化の進展に よって,女性の社会的労働への参加が促進され ることによって,個別家庭内の「私事」として 処理しきれなくなってきたのである。こうした 状況にたいして,社会的な政策として,公的に 対応してこなかったために,アメリカの働く母 親たちは,それぞれの所得に見合った私立の施 設に依存せざるを得ない状況が一般化している。 しかし,それは,低所得層の子どもたちにとっ ては,乳幼児のときから保育施設が種別化され ているために,低い水準の養育しか与えられな いことになっているのである。

以上, アメリカ社会の保育問題をとおして, 日本の問題をみるとき,日本の公的保育制度 (公設公営及び認可された民間保育所の制度) のもつ「平等性」を評価するとともに,公的制 度を守る重要性についても,強調しておきたい。 きたい。

(注1) 杉本貴代栄「アメリカの調査報告ー アメリカにおける働く母親の労働と保育の 現状-」(文部省科学研究費報告書ー研究 代表者・中田照子『共働き世帯における養 育制度とその費用負担に関する国際比較研 究』165ページ)

(注2)	前揭書	1	6	6	~-	2
------	-----	---	---	---	----	---

- (注3) 前掲書 167ページ
- (注4) 前掲書 167ページ

(名古屋市立女子短大教授)

表1 子供,夫と同居している女性の労働力人口比率, 1965-1977年

	anda	- 	1. to	4	年	
年	齢		 1965 <sup>a</sup>	1970	1975	1977
1	6 - 2 4	11 25 1	 15-19	19 Carl		e de la service de
1	8歳未満の	の子供がいる	2 2.6	3 2.5	3 8.1	4 1.4
	6 歳未満の	D子供がいる	2 2.4	3 2.1	3 8.0	4 1.1
2	5-34					
1	8歳未満の	の子供がいる	2 8.2	3 5.3	4 2.6	4 5.9
	6 歳未満の	の子供がいる	2 4.1	2 9.6	3 6.8	3 9.2
3	5 - 4 4					
1	8歳未満の	の子供がいる	3 6.7	4 4.8	5 0.3	5 4.4
	6 歳未満の	の子供がいる	2 2.7	3 0.4	3 4.0	3 7.0
4	5 +					
1	8歳未満の	の子供がいる	3 8.6	4 4.7	4 4.9	4 7.0
	6歳未満の	の子供がいる	2 2.9	2 8.2	3 0.6	3 1.8

		結婚している女性の比率							
		フルタイム就労者			パートタイム 就労者				
子供数	50 <i>—</i> 遁		0 - 26 週	27-52 週	0-26 週	就労経験 の総計			
6-17歳の子	供たちのみ								
1960	16	.0 8.5	7.6	1 1.2	6.7	5 0.0			
1965	18	.7 8.2	6.4	1 1.7	8.0	5 3.1			
1970	23	.3 7.2	6.8	1 2.5	7.6	5 7.5			
1975	24	.4 7.3	5.6	1 5.1	6.8	5 9.3			
1978	26	.3 6.7	6.1	16.4	8.0	6 3.5			
3-5歳の子(	共たち								
3歳未満なし									
1960	9	.6 5.6	8.1	7.4	7.1	37.8			
1965	10	.0 6.3	8.3	7.9	8.1	40.7			
1970	14	.2 6.3	8.4	1 0.4	8.3	4 7.7			
1975	17	.6 6.8	7.8	10.4	8.5	5 1.0			
1978	17	.9 7.5	7.9	10.4	1 0.6	5 4.3			
3歳未満の子	共たち								
1960	3	.4 5.6	10.4	4.0	7.7	3 1.1			
1965	4	.2 7.2	$1\ 1.4$	4.8	7.8	3 5.4			
1970	6	5. 7.4	1 3.9	5.7	8.4	4 1.9			
1975	10	.0 8.3	1 1.2	6.0	1 1.0	4 6.5			
1978	10	.0 9.4	1 2.5	7.9	10.3	50.1			

#### 表2 夫,子供と同居している女性の就労経験,1960-1978年

- 出所 (麦1・2共):U.S. Department of Labor, Bureau of Labor Statistics, Special Labor Force Reports, "Marital and Family Characteristics of Workers, March 1965." Na 64 (March 1966); "Marital and Family Characteristics of Workers, March 1970." Na 130 (March 1971); "Marital and Family Characteristics, March 1975, Na 183 (November 1975); "Marital and Family Characteristics of Workers, March 1977," Na 216.
  - a 16-24のカテゴリーは1965年についてのみ、14歳と15歳を含む。
    ジョージ・マズニック、メアリイ・J・ベイン著 井手厚生監修『アメリカの家族1960~1990』多賀出版附表より

# 日本の外国人労働者政策と、国連における新マイグラント条約の採択

「マイグラント・ワーカーズ」(マイグラント 労働者とは日本でいう外国人労働者と多くの点 で共通するが,厳密にいうとEC諸国などにお ける状況では外国人だということでただちにマ イグラント労働者だということにはならない) の問題は湾岸戦争の前後でますます重要さを増 している。マイグラント・ワーカーズは、資本 主義の長い発展の歴史とともに古く, 資本主義 の発展につれて量・質ともに拡大・多様化して きているが、 '90年代をむかえて、マイグラ ント・ワーカーズの取り扱いをめぐってつぎつ ぎに新しい局面が現われ始めている。これらの 動きにたいして近年各国政府はもとより,国際 機関も今日の状況をもふくめて,近年の動向に たいして基本的に重要な政策対応をとってきて いる。

#### 1. 日本政府の対応

日本政府の動きをあらわすものは,昨年改正 された入国管理法改正であり,その主旨は入国 後の就労種類,就学基準の明示化,多様化に重 点をおいている。いわゆる「単純労働」者の流 入抑制,研修生受入れなどの変形した就労方式 の拡大をあみ出そうとの動きがみられている。

また労働省は雇用主側の外国人労働者導入積 極論にたいして,むしろ消極論ないし反対論を とっている。しかし実際は変形,ないしねじれ た導入論をとっている。それというのは,結論

#### 永山利和

からいうと国際的動向に比して表向きは消極論 だが,すでに就労している20万とも30万人 ともいわれる外国人労働者にたいしてこれら外 国人労働者の基本的労働権,社会権にたいする 立遅れた対応がみられているからである。その ことは後述するところからも明らかとなるであ ろう。

労働省職業安定局外国人雇用対策室による報 告,「外国人労働者が労働面等に及ぼす影響等 に関する研究会報告書について|(1991年 1月24日)は,経済成長と労働力需給,社会 的コストおよび国際協力の視点から外国人労働 者に対応する労働省としての方向を取りまとめ ている。この報告書によると以下の4点をまと めている。(1)外国人労働者の国際動向において は、①途上国から送出圧力が高まっていること. ②ソ連・東欧の経済改革・中国の開放政策と天 安門事件による送出圧力の膨張. ③中東・湾岸 戦争などの変動により移動が増加しつつあること。 (2) 外国人労働者の受入れは経済成長にプラス作 用をもつものの,労働力移動は経済構造調整を 遅らせるし,経済成長へのプラス作用も程度問 題であるうえ, 競合する労働者の賃金水準へも マイナスの影響があり,特定職種における外国 人労働者依存が労働力不足解消に役立つ証拠と はならない。これらを考えると、外国人労働者 導入の経済的メリットは必ずしも大きくはないこ と。(3)西欧諸国では高い失業率,家族の呼び寄

せ,さらにはこれらにともなって教育・住宅・保 健衛生など広範な分野における社会的コスト増大 が発生したこと。(4)日本の海外投資により,今 後10年間に100万人の雇用が生まれると考 えられ,政府・民間合わせて3万人程度の外国 人研修生の受け入れを考えること。

こうした条件を考えると,①労働集約的生産 拠点の移動促進,②外国人労働者受け入れの社 会的コスト負担,③対外直接投資,ODAを積 極的に推進し,雇用創出,人材育成に貢献する こと,これらが当面の対策である。要するに労 働省は外国人労働力導入は経済成長貢献に若干 プラスはあっても,経済構造調整の遅れ,労働 者賃金へのマイナス影響,労働力不足は必ずし も解消しないし,それどころか社会的コストも大 きくなる。だから外国人労働者の導入にたいし ては積極的にはなりえない。これが労働省の現 在の考え方である。むしろ海外資本進出を優先 するというものである。

#### EC諸国におけるEC内の「移 動」拡大

EC諸国はローマ条約にもとづき, すでに 1968年の規制1912/68により労働許可 にともなう居住許可は5年間にわたって与えら れ,いわゆる労働力における「移動の自由」の 時代が本格的に始まった。もっとも世間でいわ れるこの「移動の自由」は放任ではない。労働 許可が与えられた労働者には,5年を期限に居 住許可が出る。むろんそれは更新可能である。 更新は公共の秩序を乱したり,犯罪の恐れが あると考えられるときには不許可になったり, 国外退去もありうる。しかし,原則的には更新 される。つまり,EC規則により各国が管理・ 統制している点が重要である。この管理・統 制が内国人と類似している水準であるために, 日本ではあたかも「移動の自由」であるかのよ うに思われているのである。EC加盟諸国の国 民がEC内のどこにでも居住し、働くことがで きる「自由」をもっているわけではない。もっ とも、自由とはいつもある一定のルールに従っ ていることも知る必要もある。

さらにEC諸国では1992年のEC市場統 合を目指して新たな「移動の自由」という市民 権、社会権の領域における拡大が行われようと している。すなわち、1989年12月ストラ スブールにおいて当時のサッチャー首相の反対 により不成立になるかもしれないといわれてい た「社会労働憲章」が採択された。この憲章の 意味は従来からEC裁判所などで出されていた 判例などで一定の前進をみせている社会・労働 権の拡大を取り扱っている。これまでの判例な どによる運用では,結論が出るまでの手続きが **煩雑であるうえ,時間も多く要する。さらに次** 々と新しいケースが登場している点を集約して いくものである。その憲章の前進点のひとつは, 労働許可にもとづく限りでの「移動の自由」を 社会的に拡大していったことである。従来,長 期にわたってEC諸国内の異国に労働した労働 者が,年金生活に入るとき(つまり労働市場か ら引退したとき),労働した国では年金生活を 送れず、国籍のある国へ帰国しなければならな い。馴れ、親しんだ他国で余生を送りたい要求 が多かった。この点を前進させようとしている こと, つまり退職後の生活も労働生活の延長と 考える思想が生まれていることである。またい まひとつの改善は社会保障給付などが国によっ て異なっているが、より広範囲の相互乗り入れ を行うようにしていることである。

社会労働憲章自体は,(1)移動自由の権利,(2) 雇用と報酬,(3)生活・労働条件の改善,(4)社会 保障の権利,(5)結社の自由および団体交渉の権 利,(6)職業訓練への権利,(7)男女均等待遇 (8)情報,諮問,参加への労働者の権利,(9) 就労場所における健康保護,労働安全への権利, (0)児童および青年の保護,(1)成人,(12障害者, などに関する広範な権利を含む規定である。そ こには従来までの労働・就労を出発点とするも のから,労働を基礎とする考え方をより広い生 活へも拡げていくことが特徴である。これらは 事実上「外国人労働者」扱い解消への第一歩と もいえる。

#### 3. 国連における新条約の採択

国連は1990年12月、「すべてのマイグ ラント労働者およびその家族の権利保護に関す る国際条約」を採択した。これには世界人権宣言 および2つの世界人権規約,人種差別撤廃条約, 婦人差別撤廃条約そして子供の権利条約など、 これまでの基本的人権に関する基礎的な文書に 体現されている原則が採り入れられている。さ らにこの新しいマイグラント労働者とその家族 保護に関する条約は、ILO97号条約(マイ グラント雇用に関する条約),同143号条約 (虐待的条件下の移住およびマイグラント労働 者の機会および取り扱い均等促進条約), さら にILO86号勧告(マイグラント雇用に関す る勧告),同151号勧告(マイグラント労働 者勧告), ILO29号条約(強制労働に関す る条約), 同105号条約(強制労働廃止条約), さらにUNESCOにおける教育における差別 反対条約等々,関連する多くの国際条約の規定 や精神を盛り込んで成文化され、採択されるに 至ったものである。

この条約に疑いの余地なく外国人労働者とその家族の保護のための国際基準(最小限のルール)を定めたものである。この条約の論議を具体的にすすめるようになったのは, 70年代

に入ってから,外国人労働者の量的増大があ ったことにくわえて、(1)ウガンダにおけるアジ ア系住民の追放問題。(2) E C 諸国が石油危機後 の失業者急増の事態のなかで、上記のようなE C諸国民でない人々(トルコ人,アルジェリア 人の他,多くのアフリカ,中近東諸国,さらに はアジア人)にたいして、受け入れ時とは逆に、 ローテーション政策を理由に流入阻止と帰国促 進策をとるようになった。とくにこれらの先進 国の問題は,経済問題にとどまらず,フランス. ドイツに顕著なように社会,教育,司法,行政 などの広範な分野における問題に発展していっ たこと。これらの事例が引き金となって, IL 〇やユネスコなどの国連専門機関だけの問題に とどまらず,国連全体として取り扱うことにな った。それは、1974年にある国連人権委員 会における「居住国の非市民である個人の人権 に関する宣言(案)」などにあらわれている。

この時期から以来,10年ほどして第4回国 連総会は,「居住国の非市民である個人の人権 に関する宣言」を採択した(1985年)。こ の宣言にいたる論議の過程で得られたコンセン サスは,市民的権利と社会的権利の享受をいか なる条件のもとで与えられるか,ということで あった。すなわち,合法的に居住する外国人であ れ,不法に在留する外国人であれ,すべての外 国人に認められる伝統的な市民的権利,さらに 合法的居住者にのみ認められる社会保障などの 社会的権利などが規定されていた。これらの動 きにつづいてILOなどとの連携活動でつくら れたのが今回の「マイグラント労働者およびそ の家族の権利保障に関する条約」である。

9部93条からなるこの条約の内容を紹介す ることは別の機会にゆずるが,注目されること は,「居住国の非市民である個人の人権に関す る宣言」では欠いていた「労働の権利」などに

ついても、マイグラント(外国人)労働者は雇 用されている国の国民と等しい取り扱いを規定 した条項も折り込まれている(第Ⅱ部第36条 以下)。

いよいよ日本においては外国人労働者にたい

する国際的な取り扱い基準についての格差が拡 がっていることは明らかである。

(常任理事·日本大学教授)

EC統合問題とフランス労働総同盟

#### 小森良夫

## ≪ E C 統合にたいする基本的評価≫ 89年5月のCGT第43回大会で採択され

た「基本方針書」は, ECの過去にたいする歴 史的総括に立って, EC統合について次のよう な評価をおこなっている。

ヨーロッパ共同体は,30年以上の経験によ って明らかとなった特殊な傾向を持っている。 それは,資本のヨーロッパ,失業のヨーロッパ, 農業と工業の生産能力を放棄するヨーロッパ, 規制緩和と,公共サービスや社会的獲得物や民 主的既得権にたいする攻撃のヨーロッパである。 このようなヨーロッパは、アメリカの選択への 屈伏, アメリカの超軍拡と経済的・金融的・軍 事的ヘゲモニーの政策への屈伏のヨーロッパで ある。フランスの資本家や政府が大宣伝してい る1992年のヨーロッパとは, 現実には, 賃 金労働者のための法規となっているすべてのも のを侵害し,民族のアイデンティティと独立を 侵害するヨーロッパであり,諸国人民にとって 無慈悲な,また諸国人民間の不平等を深め,フ ランスにたいする西ドイツの産業的・金融的支 配を助長するヨーロッパである。

「基本方針書」はまた, EC統合は「資本の

1992年末を予定期限とした「単一市場」 の完成をめざして加速化されているEC(ヨー ロッパ共同体)統合の問題は,関係諸国の労働 組合運動の当面する最大の問題の一つとなって いる。ここでは,西欧諸国の中で階級的立場を 標榜している有力なナショナルセンターの一つ であり,とくにこの問題についてかなり独自の 立場をとっているフランス労働総同盟(CGT) について,最近の公式諸文書にもとづき,EC 統合にたいするCGTの評価と基本的態度,闘 争方向などについて紹介しておきたい。

CGTがEC統合にたいして独自の立場をと っているという点にあらかじめふれておくと, EC関係諸国のナショナルセンターの大半はヨ ーロッパ労連(ETUC)に加盟し(CGTは 未加盟),ヨーロッパ労連全体として,EC統 合を基本的に支持し,その中で労働者の諸条件 の維持改善をはかっていくという態度をとって いる。一方,CGTは,これとは対照的に,い ま進行しているEC統合には明確に反対を表明 し,後述のように「統合された共同体とは根本 的に異なるヨーロッパ」をめざしてたたかうと いう基本的立場で運動をすすめている。

戦略の基軸である」と位置づけ, その中心的目 標は,多国籍集団の,より強くという法則にし たがった再編成を加速すると同時に,労働者の 既得権にたいする侵害,資本家の利潤のための. 共同資源にたいする略奪,民族的アイデンティ ティと民族的独立にたいする攻撃を,いたると ころで強化することにある,としている。 CG Tは,こうしたEC統合をめぐる政治的文脈の なかで,とくに最近の東欧諸国の激動とドイツ 再統一の影響を重大視している。90年10月 のCGT執行委員会に提出された「ヨーロッパ の変化」と題する報告によれば、 ECの中に、 ドイツとそのマルク地域が優位を占めた一つの 中核が出現しつつあり、当面は92年を期して の域内大市場を枠組みとしながら、この中核の まわりに大きくヨーロッパを組織していこうと いう野望がみられる。いま一連の東欧諸国との 間で市場経済に門戸を開くことを条件とした自 由貿易地域の形成がめざされているが, ここに は、アメリカの支配と、ECを中核としてこれ ら周辺地域で資本主義を支配的なものにしよう という野望がある、というのがСGTの見方で ある。

## ≪ E C 統合の「社会的側面」, E C 社会憲章にたいする態度≫

CGTは, EC統合の「社会的側面」として 具体化がはかられているECの労働社会政策, およびその一つの総合として89年12月に発 表されたEC社会憲章(「労働者の基本的社会 権に関する共同体憲章」)にたいしても, 厳し い批判的態度をとっている。この点でも, ヨー ロッパ労連が, ドロールEC委員長のよびかけ た「社会的対話」(ECレベルでの政労資の対 話)にいち早く賛成し, 社会憲章の策定を推進 する立場をとってきたのに比べて対照的である。 **CGT**の「基本方針書」は, **E**C統合の「社 会的側面」にかんして次のように見る。

いわゆる「社会的ヨーロッパ」は、社会進歩 のヨーロッパとは何の関係もない。EC委員会、 ヨーロッパ労連、フランス民労連(CFDT) その他が宣伝している「社会的側面」とは、E Cの野望にそって、労働者を分裂させいっそう 搾取するために労働者の競争を大規模に組織す ることである。その先にあるのは、労働者の社 会的獲得物や公務員・公共サービス労働者の社 規上の保障にたいする侵害であり、労働者の権 利にたいする制限、剝奪であり、労働者のを 和にたいする制限、剝奪であり、労働者の多え にいっそう重くのしかかる財政的不公平であり、 移民労働者、とりわけEC外の諸国からの移民 労働者の状態悪化、等々である。そうしたヨー ロッパに、社会にとっての未来はない。

89年12月, ECの社会憲章が発表される やCGTは直ちにクラジュキ書記長名での声明 を出し,同憲章を厳しく批判した。すなわち, いわゆる「社会憲章」は,その性格そのものか らして労働者にとっては何の保障も法的保護も 含んではいない。その"恩恵"とは純粋に宣言 的なものにすぎず,実用価値は何もない。それ ばかりでなく,この憲章はその具体的な方策の 中で,フランスをはじめ関係12カ国の労働者 が各国でかちとってきた諸権利と社会的諸利益 に反するような,EC諸機関の専断的・一方 的な決定を許している。

また,90年10月のCGT執行委員会への 報告書も,EC社会憲章は「労働者の利益を保障 する真の道具となり得るものではない」として, 次のように指摘する。実際にローマ条約や単一 議定書によっても,保健,衛生,安全の分野を 除いては,ヨーロッパレベルでの強制力ある措 置をとる制度上の可能性は今日存在しない。こ こでいう「社会的」とは,なによりもまず資本

家のための義務を果たすこと,つまり労働者の 地理的・経済的移動を強めることをめざし,こ の移動の前に立ちはだかっているすべての構造 的障害を取り払うことをめざしている。そのこ とはあらゆる社会的保護の諸制度,労働組合の 権利や労働者保護のあらゆる制度にかかわる。 ヨーロッパレベルでの規制的な制度はこの移動に反す るものである以上,絶対に導入しないのである。

≪たたかいの基本方向≫

CGTは, EC統合にたいする以上のような 分析・評価に立って, 「統合された共同体とは 根本的に異なるヨーロッパ, 社会進歩, 協力, 民主主義, 平和, 軍縮, 民族的独立と主権のヨ ーロッパをめざしてたたかう」(基本方針書) ことを, 闘争の基本方向としてうちだしている。

「基本方針書」によれば、 CGTはアプリオ リにヨーロッパに反対しているのではなく、労 働者と各国人民の利益にとって有効なヨーロッ パ的協力の必要性を十分に認識しているし、だ からこそまた,今日,諸グループと資本家の利 益のためにおこなわれている支配とは正反対の 立場なのである。まさにそのためにCGTは、 資本が設計している1992年のヨーロッパと たたかう。購買力と雇用のため、産業と公共サ ービスの発展と近代化のため,技能養成と研究 のため,労働者と国の必要にこたえられる適切 な技術の利用のため,社会的に有効な金融のた め、そして軍縮のため等々に、なすべきことは 別にある。それは否応なしに闘争を経る。EC や各グループおよびそれに奉仕する国家の有害 な選択と対決し,これを挫折させる日常的なた たかい, 労働者と諸国人民の利益になる新しい 現代的な解決策を創りあげるための闘争である。

CGTの「基本方針書」では、こうした闘争 の展開にあたって、とくに職場・経営、地域を 基礎とすべきことを強調している点が注目され る。「基本方針書」によれば、資本家と権力が、 1992年という資本の設定した集合地点に向 かって前進を試みているのは,経営であり地域 においてである。賃金の後退,雇用の破壊,社 会的保護の解体,自由にたいする攻撃,公共サ ービスの規制緩和と撤廃,行政機構改革,放置 による非工業化等々,これらすべてが職場,地 域であらわれている。労働者の勢力がこれを失 敗に終わらせ,別の選択をおこなわせるために は,経営と地域から出発することである。労働 者の要求と願望を擁護することを基礎としたす べての現実の闘争は, ヨーロッパの諸計画にた いする必要な反撃としてひとしく記録される。 労働者とその家族が実際に体験している具体的 な諸問題から出発してこそ, 闘争は発展し, 政 府やヨーロッパ共同体の方策を失敗させ, 成功 をかちとり,そして別の選択を展望することが できるように自覚が高まるのである。

以上でCGTのEC統合問題にたいする基本 的な態度と闘争方針についての概略の紹介を終 わるが,最後に,CGTがヨーロッパ労連など との見解のちがいはあっても,一致する共通の 課題にもとづく共同行動を積極的によびかけ, 多国間,二国間の共同・協力を追求しているこ と,またヨーロッパ労連側からはこれまで拒否 されてはいるが,同労連への加盟の意志を先の 90年10月のCGT執行委員会でも再確認し ていることを付け加えておく。 <参考文献>

Document d'orientation, 43<sup>e</sup> Congrés de la CGT, Montreuil, 21 au 26 mai 1989 / Evolutions européennes, le Peuple, Na1317 ~1318 / Aprés le Sommet de https://rodosoken.com/

国際・国内動向

Strasbourg, rien de bon pour les travailleurs, déclare Henri Krasucki, 11 decembre 1989, le

Peuple, 16.1301.1302.

(会員·国際労働研究者)

### 「日経連·労働問題研究委員会報告」批判

## 「労問研報告」の基本的政策 方向

1991年1月発表の「労問研報告」 (以下「報告」と呼ぶ) は適切にも副題を 「新時代へのわが国の対応と経営者の選択」 としている。一言でいえば「報告」は、「経 済構造調整政策」と軍拡・行革路線を主内容 とする,いわゆる政府・独占の「90年代戦 略」を推進するために,独占の労務部門担当 • 日経連が「日本型ネオコーポラティズム」 を確立強化することを目的としている。「日 本型ネオコーポラティズム」(外見上類似の 形態をとりながら,労働組合が実質上政府・ 独占に従属しており, 西欧の場合と全然異質 のネオコーポラティズム)の例証は後述の賃 金問題はじめ枚挙に暇がないが、「報告」の 次の宣言もそれを明瞭に示している。「経営 者と労働組合はそれぞれの異なる立場から共 に建設的な論議を重ね,一致することについ ては協力し,一致しないものについても十分 に論議を尽くし,経済社会の安定帯の役割を 維持していく必要性がますます増大している」。

「90年代戦略」および「日本型ネオコー ポラティズム」が求められる背景は,独占と 自民党政府の支配体制維持の基本的条件であ

#### 高木督夫

る経済成長の成功,その基本的条件としての 従来からの輸出拡大政策が破綻しつつあるこ とである。輸出拡大政策の成功は、国内的に は産業における技術革新の成功と「合理化」 の抵抗体としての労働組合破壊・資本従属的 組合の多数派獲得によるものであったし、国 際的にはアメリカの軍事的・経済的戦後世界 支配体制の下での自由貿易体制の確立・維持 によるものであった。わが国政府・独占のア メリカ政府・独占への従属性が見られる所以 である。しかし近年のアメリカ経済の弱体化 は, 第1にとびぬけて最大の輸出先アメリカ との経済摩擦を激化させ、第2に経済力、従っ て軍事力の弱体化を通じてその世界支配体制 を動揺せしめ、自由貿易体制を動揺せしめる。 「報告」自身いう。「こうした状況の中で、 統合EC, アメリカ, そして日本とアジア・ 太平洋地域といった三極構造が確立する可能 性がますます強くなってくる。日本としては、 世界情勢を考慮しつつ, アジアの主要国とし て, その政治経済の基礎固めに努力しなけれ ばならない。また経済面にとどまらず、相手 国の発展のための社会体制づくりや人材育成 への協力も積極的に考えるべきである」。

ここに見られるのはいわゆる「アジア太平 洋経済圏」構想の推進であり,アジアの盟主

日本,正確には日本独占のアジア支配の実現 である。より具体的にいえば、第1に、「経済構造調 整政策」に基づき,困難化しつつあった従来 の輸出拡大のテンポの一定程度の緩和(大蔵 省貿易統計速報によると90年の輸出は2.870 億ドル,貿易黒字は524億ドル,86年に 比し前者は778億ドルの増,後者は203 億ドルの減),海外直接投資の拡大,輸入の 拡大・自由化によってアメリカを始めとする 諸外国をなだめること, 第2にそれと平行してアメ リカの容認下でのアジア地域への経済的支配 の強化(さらには政治的主導権確立の可能性 の拡大)を進めることである。周知のように 前者では自由化下での産業再編成により,労 働者,農民,小売店に適例を見る自営・零細 業,中小企業(「報告」は「中小企業の効率 化は一部に競争力のない中小企業の淘汰を必 要とする」、「関連企業の再編効率化は親企 業としても重要命題である」と言い切ってい る)に大きな打撃が与えられ,後者ではアジ ア経済圏支配のための軍備拡大と軍事力の質 的向上のための反民主主義的思想攻撃や制度 改悪が行われている。「報告」が湾岸戦争の 積極的容認や小選挙区制・政党法の推進を主 張するのも当然である。このような「90年 代戦略」は、それによって打撃を受ける農民, 自営業主等従来の自民党支持基盤に依存する だけでは遂行しえない。資本従属的労資関係 が組み込まれた「日本型ネオコーポラティズム」 が必要な所以であり,その実際面担当指導部が 日経連に他ならない。「報告」は「新時代」 への独占の労働面での全体的対応政策を示す ものであって,単に春闘時の賃金問題等の指 針と見るのは過小評価となろう。

(2) 「生産性基準原理」の欺瞞

資本従属的労資関係の維持強化を基本的に 重視するとはいえ、賃金問題が実際上「報告」 の重要部分をなしていることは否定できない。 91年の「報告」が、賃上げ抑制一点張り、 初任給据え置き、マクロは「生産性基準原理」 (以下「原理」と呼ぶ)だがミクロは支払能 力で考えよ(つまり企業の支払能力を根拠 に「原理」水準以下への抑制を考えよ)等 の主張をしていることは周知だが、その中心 部分は, 第一次石油危機の例をひきつつ「賃 金コストインフレ」の危険を理由に賃上げ抑 制を主張している点である。「原理」は「物 価上昇率=名目賃金上昇率-労働生産性上昇 率-労働分配率上昇率 | として示されるが. その本質的部分が「賃金コストインフレ論」 であり,多くの難点を有していることはすで に著名である。この関係式が物価上昇要因の うち特定要因だけで構成されたモデルであり 実証的に現実と不整合であること,関係式が 恒等式で両辺の因果関係を説明しえない性質 を無視して乱用していること, 理論的根拠の ない分配率一定の条件を身勝手に利用してい ること等がそれである。しかし重要な批判は 次の2点である。

第1は前記の難点の一部といってよいが、 この関係式を認めた上で日経連が「原理」に かこつけてのべている主張が「原理」の立場 からしても誤っているとするものである。「報 告」は名目賃金上昇率が生産性上昇率を超え ると物価上昇が生ずると主張するのだが、そ のためにはこの関係式からすると分配率一定 が前提されねばならない。しかし分配率一定 が前提されるならば、この式は名目賃金では なく実質賃金上昇率が生産性上昇率に等しい ことを主張する結果にならざるをえない。名 目賃金上昇率が生産性上昇率に等しい(生産

-68 -

性以下ではない)のは物価と分配率が不変と いう特殊な場合だけである。これらの批判は 所得政策問題を扱った熊谷委員会や隅谷委員 会報告書の必然的結果であって,「原理」の 理論的欺瞞はあまりに明瞭である。当然なが ら現実の示す所は日経連の主張に反して. 一 つには名目賃金上昇率が生産性上昇率を下回り うことであり、二つには長期的にわが国の実 質賃金上昇率が生産性上昇率を大きく下回っ ているということである。この立場の批判は 限界があるとはいえそれなりの合理性を有し ており,マスコミの立場とも共通するため支 持が得られやすいから、われわれも状況に応 じて利用すべきである。欧米なみの賃金・労 働時間の要求はそういう一面をもっている。 第2の批判は, 第1の批判を前段とした経済 民主主義の立場からのものである。第1の批 判点がすべて満たされた場合でも, 歴史的に 与えられた(搾取率を一定度反映した)分配 率の低位を大幅に改善するためには、国家独 占資本主義のもとで大幅賃上げに対抗して独 占が強行する独占価格引き上げを主因とする インフレや、投資制限・不況化・失業増大・ 賃金再低下の攻撃と闘わなければならない。 これは前記の関係式の立場では不可能であり、 どうしても経済構造の民主的改革が不可欠に なる。欧米なみの賃金・労働時間は経済民主 主義によってのみ可能である。

しかし実をいうと、「原理」の主張自体、 労働組合の多数派「連合」にたいしては形式 的儀礼的意味以上のものを持ちえない。何故 なら周知のように「連合」自体「経済整合性 論」の名のもとに、既にそれを受け入れてい るからである。「連合」の91春季生活闘争 の賃金要求は8~9%だが、「連合白書」は その大部分を労働者の労働・生活状態の低水

#### 国際・国内動向

準の説明にあてているにも拘らず,肝心の賃 上げ根拠としてそれらは一切無視され,突如 として「実現すべき実質経済成長率(4%程 度)にほぼ見合う実質賃金の引き上げ」が宣 言され決定されてしまう。この要求が90年 と同率であり,その賃上げ結果5.95%が 「連合白書」自体の数値だけを使用しても (89年度物価上昇率2.9%,定昇分2.7 ~3.1%),実質賃上げになりえないことは あまりに明瞭である。ちなみに成長率4%程 度が政府91年度見通し3.8%に対応するこ とは言うまでもない。資本従属型労資関係を 組み込んだ「日本型ネオコーポラティズム」 維持強化の基本的重要性を「報告」が重視す るのは当然すぎることである。

#### (3) 時短と労働力不足問題への 対応

以上の「報告」理解の枠組みを前提すれば、 項目こそ多岐にわたるもののその他の分野の 理解は困難ではない。時短についていえば、 建前としては「報告」もついに積極的承認を 与えざるを得なくなったこと、しかし実際上 種々の制限を設定したいことが明らかである (たとえば女性についての原則深夜業禁止な ど」を「すみやかに是正すべきである」等)。 その背景に外圧対応の「経済構造調整政策」 の一環としての「経済審議会答申」「経済運 営5ヵ年計画・世界とともに生きる日本」

(92年度中に年間総労働時間1,800時間 程度目標)が閣議決定・公約されていること (88年5月),「日本型ネオコーポラティ ズム」下の「連合」も政府・独占によって承 認されたその枠内で時短を進めようとしてい ること,そしておそらくはその交換条件に賃 上げは最初から放棄しているであろうこと等

は, 常識的判断に属するであろう。

今年度の「報告」は労働力不足問題を重視 している。問題の存在自体とその長期的構造 的性格,およびそれが労働者側にきわめて有 利な条件であることは周知である(筆者はそ れを90年代労働組合の経済闘争の最大の条 件と考えている)。「報告」の論議の中心が いかなる対応政策をとるかにあることは言う までもない。「報告」は今後の労働力供給源 の重点を高齢者と女性におき,同時に中途採 用者,パートタイマー,アルバイト,派遣労 働者などの「いわゆるフロー型労働者」の活 用を強調する。併せて高齢者,女性雇用の常 識的条件整備の提案とともに,高齢者雇用に ついて「賃金と各種年金を柔軟に組み合わせ ること」を提唱,かつ政府の「最低賃金制度 などで高齢者の保護強化を計っている」こと, また女性の「パート労働力保護などに熱心で あること」を,「行き過ぎた保護や規制が雇 用の柔軟性を失わせ,逆に雇用の阻害要因に なる」と批判している。要するに「報告」は 高齢者,女性の大部分をフロー型の不安定雇 用労働者として大量動員し,賃金・労働条件 上昇の抑制と,ストック型労働者を軸とする 「連合」の支配に委ねることを意図している といってよい。「報告」はこの他,内外価格 差問題,社会保障問題等,多くの問題にふれ ているが,上記の枠組みの理解からすればそ の主張の性格はほぼ明らかであろう。

(理事・法政大学教授)

## 教育条件改善の闘いに関連して

#### 平田耕資

この事件が投げかけた国や自治体に問われて いる教育条件整備に係わっていくつかの問題に ふれておきたい。

教育基本法はその前文で「われらは,さきに, 日本国憲法を確定し,民主的で文化的な国家を 建設して,世界の平和と人類の福祉に貢献しよ うとする決意を示した。この理想の実現は,根 本において教育の力にまつべきものである」と 教育のもつ重要な意義を明確にした。そして, 第10条(教育行政)では「教育は不当な支配 に服することなく,国民全体に対し直接に責任 を負って行われるべきもの」で「教育行政は, この自覚のもとに,教育の目的を遂行するに必 要な諸条件の整備確立を目標として行われなけ

昨年7月大きな社会的衝撃を与えた神戸高塚 高校女子生徒の痛ましい門扉圧死事件は,その 根底にある今日の管理主義的教育の寒々とした 非人間性を浮き彫りにし,その克服を緊急不可 欠の課題として全国の教職員の前に提起した。 それはまた,どんなに困難な条件におかれようと も,子どものいのちと希望を蔑ろにしてはなら ない教職員の使命の重さを示すとともに,その 使命を果たすうえでも,教育の自主性を守り, 子ども一人ひとりにゆきとどいた教育を保障す る条件や教育活動に専念できる教職員の勤務条 件等の確立を行政の責任として問うものとなっ た。いま,全教はこれらの課題の前進的解決に 全力をあげている。 ればならない」と規定している。ここにいう目 的とは「人格の完成をめざし,平和的な国家及 び社会の形成者として,真理と正義を愛し,個 人の価値をたっとび,勤労と責任を重んじ,自 主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成」 (第1条)にある。これを学校教育にそくして 言うならば,子どもたちに主権者として不可欠 な基礎的知識と技術,体力,民主的市民道徳を 確実に身につけさせること,そのために必要な 教育上の人的,物的諸条件を整えることにこそ 教育行政の責務があるということになる。こう した教育基本法の明確な規定は,教育が戦前の 侵略戦争の道具として,徹頭徹尾絶対主義的天 皇制権力に利用された痛苦の反省に上にたって いることは言うまでもない。

ところが,戦後45年間。歴代自民党政府の もとで、こうした教育基本法の民主的原則はこ とごとく踏みにじられてきた。日米安保体制下 で一層そのテンポは加速されてきた。「日の丸 ・君が代」の強要など教育内容にたいする干渉 と介入, 勤務評定や初任者研修制度の導入など 教職員に対する管理統制の強化,学校施設整備 費や教職員定数の抑制など教育条件整備のサポ タージュ等々,教育基本法第10条の蹂躙と形 骸化は目に余るものがある。小学校低学年から の「おちこぼし」, 偏差値輪切りなど受験競争 の激化、いじめと登校拒否、高校生中退の増大 や神戸高塚事件に象徴される子どものいのちと 人権の軽視など、今日の教育危機を招来したも のは、アメリカ追随と大企業本位の長年にわた る政治によって引き起こされた経済的社会的歪 みと関わりつつ、主張には憲法と教育基本法を 敵視し,ゆきとどいた教育の願いに背いてきた 歴代自民党政府の反動的で貧困な文教政策にあ ることは明白である。

国の責務である教育条件整備がどのような内

実であったか,具体的に見てみよう。

その一つの指標は、文教予算の国予算全体 (いずれも一般会計)に占める割合の推移であ る。戦後の財政窮迫と混乱期は別にすると、 1953年には14%に達した文教予算が、そ の後漸減を辿り、80年代の臨調「行革」路線 のもとで急減、91年度予算案では、7.19% にまで落ち込んでいる。実にピーク時のほぼ半 分である。

二つには, 臨調「行革」下の教育切り捨ての 深刻な実態である。1981年度から本格的に スタートした「行革」は,軍備拡大と大企業奉 仕への国家体制づくりを狙ったもので、「ムダ を省き効率的な運営」の名のもとに,民間活力 を導入し、教育、福祉など国民生活関連分野を 切りつめ,国民の自立自助,負担に依拠しよう とする反国民的ものであった。81年度を基点 にしてみると、この間、軍事費は82.8%と異 常な伸びを示しているが、文部省予算はわずか 13.1%増でしかない。いかに教育が臨調「行 革」の標的にされたか。例えば、小・中学校の 新増設,マンモス校や不足教室の解消,危険校 舎の改築等の公立学校施設整備費は、5.713 億円から2,288億円へと60%(3,425億 円)の大幅削減で, この中には高校建設費補助 制度の廃止(89年度)もある。学校給食施設 設備費も同様で、119億円から60億円と 50%の削減である。いわゆる「箱もの」とい われる施設関係費が軒並み標的にされてきた。 教材費も85年度には国庫負担の対象から外さ れている。公立だけではない。私立学校におい ても同様である。学校数で大学の7割, 高校で 3割を占める私学がわが国の公教育の発展に果 たしている役割は大きいだけに,国も私学助成 の方途をとってきた。ところが, 臨調「行革」 で「私学助成抑制」の方針が打ち出されるや,

大学等で81年の2.835億円から91年には 2.559億5千万円と275億5千万円の減, 高校以下では,82年の805億円から91に は799億円と6億円の減となった。特に総経 常費に占める国庫補助の割合をみると,大学等 ではピーク時には29.5%を占めていたが,い まや15%を切り,20年前の水準に逆もどり している。これでは,学費値上げが常態化する のは当然で,今日では初年度納付金が105万 円を突破する事態となっている。国立大学の学 費も連動して引き上げられ,92年度の納付金 は61万円余になる。教育の機会均等の原則は 空文化し,大学への門戸を狭め経済的側面から 受験競争を激化させる要因となっている。

三つには,学級編制基準や教職員定数増の抑 制である。91年春闘アンケートでも、またこ れまでの各種調査結果でも、学級規模縮小と教 職員定数増は教職員の切実な要求となっている。 政府が教職員や国民の強い要求におされて、小 ・中学校の40人学級と教職員配置率改善に踏 み切ったのは1980年であり、この施策さえ 先進諸国に比べ20年も遅れていた。しかも, その計画自体,12年という長期であり,児童 生徒の減少期をにらんで国の財政負担を極力 抑制しようとする安易なものであったために, 全体として今日の教育危機に立ち向かう取り組 みとしては不十分なものとならざるを得ず. 高 校においては急増期にぶつかり,大都市圏では 1クラス47~48人の詰め込みとなるなど一 層深刻であった。ところが、文部省は91年に 完了するにもかかわらず92年度以降の計画に ついては口をつむったままという無責任な態度 に終始しているのである。

このような教育基本法第10条を軽視する国 の教育行政を変えていくのは,教育条件改善を 要求する闘いとその国民世論の包囲でしかない。

全教が,日高教や全国私教連などと共同し,総 力をあげて取り組んだ闘いの一つが、小・中学 校の35人以下学級, 高校の40人以下学級の 実現,私学助成の大幅増額,障害児教育の充実 を内容とする3,000万署名運動であった。90年度 の集約では2,400万人を突破するという史上最高 の署名数に達した。このことはいかに父母,国 民の間にゆきとどいた教育への願いが渦巻いて いるかを端的に示している。全国津々浦々で教 育を語り、子育てを語りながら展開された署名 運動は, 父母との協力共同を強め, 意見書の採 択など地方自治体や議会を揺さぶるものとなっ た。また,各県の私学助成の増額や高校の学級 規模縮小の実現,障害児学校の高等部増設の確 約など数々の成果をあげた。そして,この署名 運動は、学級編制と教職員定数改善12年計画 の延長を策した大蔵省の意図を挫折させるとと もに,私学助成の増額と過疎県の私学に対する 特別補助制度を継続させる大きな力となったの である。

この署名運動に確信を持ち,教訓を学びなが ら91年度も取り組むことになるが,この国民 的合意となっている要求を重視し,今日の教育 危機打開にとって不可欠の教育条件改善の闘い が,92年度からの新たな学級編制と教職員定 数改善の抜本的計画の実施である。すでに第1 次案をまとめ職場討議もすすみつつあるが,そ の骨子は次の通りである。

21世紀には、「一人のおちこぼし・中退者」 も出さないゆきとどいた教育を目指して、先進 諸国なみの1クラス25人前後と教育活動に専 念できるゆとりある教職員定数の確保を展望し つつ、

 (1) 学級編制の標準として,当面,3年間で幼 稚園は3才児15人・4~5才児20人,小
 ・中学校35人に,6年間で高校は普通科 35人・職業科30人・定時制20人,障害
 児学校は幼稚部5人・小中学部6人・高等部
 7人・重複障害児学級3人へ移行する。

(2) 教職員定数の改善として,学力・生活指導 やマンモス校の加配,管理体制強化の初任者 研修制度や任命制主任制度の廃止,同和校加 配の是正,週当たり持ち授業時間数(小20時 間,中18時間,高15時間 — 定時制12 時間以内,障害児幼小17時間・中15時間・ 高12時間を基準)や4週6休をはじめ有給 休暇の権利行使等ができる増員とする等々, 明確に教育効果があがるものとする。

92年度予算に反映させることが重要である が、同時にこの闘いは湾岸戦争に憲法違反の戦 費負担を強い、国民犠牲で乗り切ろうとする海 部自民党内閣との鋭い対決となるであろう。「教 え子を再び戦場に送らない」 — 平和教育を推 進する重要な一環としての意義もまたあるので ある。

(全教·賃金調査部)



#### 読者のひろば

季刊「労働総研」の発刊,大歓迎します。増 々の発展を期待します。私は,自治労連愛媛県 本部・今治市職の役員ですが,特に,全世代を 通じて,「階級的結集」をすすめていくうえで の,「労働者階級」の「思想」の教育の問題で, いろいろ考えています。

現在,大型ブロジェクト推進のため,管理職 層拡大の攻撃を,職場にかけられています。こ のたたかいでがんばるためにも,貴誌を購読し たいと思います。 伊藤雅章(自治労連)

「労働総研クォータリー」の刊行おめでとう ございます。創刊号を読んでみてまず感じたこ とは,労働総研がわずか1年の間に,数多くの学 者・研究者との協力・共同の輪をつくるととも に,労働運動の直面する内外の重要問題への多 角的な研究ブロジェクトを非常な勢いで進めて いるということです。今日の激動する世界の中 で,労働運動にも多様な分野で理論的研究が求 められていると思います。

青年の中でも、社会への様々な不満と共に、 素朴な疑問、迷い、そして興味・関心がひろが っています。そこにこそ、労働運動の明日もあ ると思います。「クォータリー」が階級的労働 運動の強固な理論的支柱となるとともに、そう した青年労働者をも視野にいれ、読者参加など での新たな形態の開発など、硬・軟かねそなえた 幅ひろいものに発展してくださればと思います。 井上 久(日本医労連)

本誌のとじ込みハガキにて、あなたもご感想・ご意見をお寄せ下さい。